

## 田野町事業者物価高騰対策支援金交付要綱 Q&A

No.	件名	回答																									
1	支援金の対象となる「中小企業」とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業基本法第2条第1項に規定する者が支援金の対象となります。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">以下のいずれかを満たす者</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業/飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業/情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>その他（建設業、製造業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>			業種	以下のいずれかを満たす者		資本金	従業員の数	小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	その他（建設業、製造業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下
業種	以下のいずれかを満たす者																										
	資本金	従業員の数																									
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下																									
卸売業	1億円以下	100人以下																									
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下																									
旅館業	5,000万円以下	200人以下																									
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																									
その他（建設業、製造業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下																									
		<p>※中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、組合等）、また同法第2条第1項に該当しない者は対象外ですが、田野町医療・介護施設等物価高騰対策支援補助金交付要綱（令和8年田野町要綱第4号）第3条第1項各号に該当する者は支援金の対象となります。</p>																									
2	個人事業主とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者のうち、所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表において事業欄に「収入金額等」を有する者、又は町民税・県民税の申告書類において、事業欄に「収入金額等」を有する者です。</li> </ul>																									
3	個人事業主として町内に事業所があるが町外に在住している。この場合も交付対象となるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主本人の町内居住（住民票が町内にあること）が要件となりますので、交付対象外となります。</li> </ul>																									
4	個人事業主として町外に事業所があるが、町内在住の場合も交付対象となるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本支援金は、町内に本店、又は主たる事業所をおく事業者に対し交付するものであり、町外に事業所がある場合は対象となりません。</li> </ul>																									
5	支援金の用途制限はあるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。</li> </ul>																									
6	対象となる費用の領収書の写し等とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱費（電気・ガス） 利用額・利用者・利用月・利用会社が確認できる領収書、請求書+支払実績（通帳の写しなど）</li> <li>・燃料費（ガソリン等） 利用額・利用者・品目・利用会社が確認できるレシート、領収書、カード利用明細、請求書+支払実績（通帳の写しなど）</li> </ul> <p>※原則、上記のとおりですが、当該確定申告の基礎となる帳簿等で、利用額・利用者・利用月・利用会社、品目等が確認できる場合は、帳簿等の写しでも結構です。</p>																									

7	電気・ガス・燃料代の領収書を紛失した場合は何を提出すればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>「領収書をなくした」「口座振替やクレジットカード決済などで領収書が発行されない」などの場合は次のいずれかの形でご提出ください。</li> <li>・口座振替の場合の例 請求書（電気、ガス、燃料代等が内訳でわかるもの）+引き落としの記載のある部分の通帳の写し</li> <li>・クレジットカード決済の場合の例 請求書（電気、ガス、燃料代等が内訳でわかるもの）+請求額の記載のある部分のカード利用明細</li> <li>・領収書の（再）発行、支払証明書の発行</li> </ul> <p>※WEB上の画面コピーや写真でも、金額がわかれれば結構です。</p>
8	電気代のみで5万円（個人事業主は4万円）を超えているが、ガスや燃料代の領収書等も提出する必要はあるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気代のみで、支給要件を満たす場合、その他の領収等の提出は不要です（ガス料金のみ、燃料代のみも同様）。</li> </ul>
9	ガソリンの請求書にガソリンスタンド名の表記しかない。この書類で提出可能か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加資料が必要となります。レギュラー、ハイオク、軽油など、品目の表記のあるものを別途ご提出ください。</li> </ul>
10	自宅兼事業所の場合は申請できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料・燃料代等に家事費相当分が含まれている場合は、税申告と同様に、事業用に使用した経費を案分して算出し、事業用分のみを申請してください。</li> </ul>
11	領収書に「等」の記載がある場合は、何を提出すればよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書と利用明細（検針票等）と一緒にご提出ください。また、以下の費用は電気、ガス、燃料代に含めることができませんので、除いた額を申請書にご記入ください。</li> </ul> <p>領収書発行手数料、その他電気・ガス、燃料以外の費用</p>
12	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門単位などの申請はできません。</li> </ul>
13	(法人)確定申告書などは、いつ時点のものを提出すればよいのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近決算期の法人確定申告書別表第1及び法人事業概況説明書の写しが必要となります。</li> </ul>
14	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は交付対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に本業として事業活動をされている事業者が交付対象となりますので、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。</li> <li>・また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他のご家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。</li> </ul>
15	「町内で事業を営んでいる」とはどのような判断をしますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。</li> </ul> <p>【法人】法人税確定申告書別表1の納税地 【個人】青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所在地 白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所在地</p>

#### 【お問い合わせ先】

田野町役場 地域振興課

事業者支援担当 TEL 0887-37-9316